

徴 徴 6 - 12  
官 参 11 - 2  
平成 29 年 3 月 3 日

各 国 税 局 長  
沖 縄 国 税 事 務 所 長 殿

国 税 庁 長 官  
(官 印 省 略)

### 「徴収事務提要の制定について」の一部改正について（事務運営指針）

標題のことについては、平成 25 年 4 月 1 日付徴徴 2 - 13 ほか 16 課共同「徴収事務提要の制定について」（事務運営指針）の一部を下記のとおり改正したから、これにより、適切に処理されたい。

なお、国税通則法第 9 条の 2 の改正については、平成 29 年 1 月 1 日以後に行われる合併等について適用される。

また、国税徴収法第 38 条の改正については、平成 29 年 1 月 1 日以後に滞納となった国税（同日前に事業を譲渡した場合における当該事業に係るもの（以下「特定国税」という。）を除く。）について適用され、同日前に滞納となった国税（特定国税を含む。）については、従前の取扱いによる。

#### （趣旨）

平成 28 年度の税制改正により国税通則法及び国税徴収法が改正されたことに伴い、第二次納税義務等に関する事務の取扱いについて定めるほか、所要の改正を行うものである。

#### 記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のとおり改める。

別紙 1

新旧対照表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後			改正前		
別冊 1 「徴収事務提要（事務手続編）」			別冊 1 「徴収事務提要（事務手続編）」		
凡 例			凡 例		
(省略)			(同左)		
1 (省略)			1 (同左)		
2 通達等			2 通達等		
	略称・略語	意 義		略称・略語	意 義
に	二次義務提要	平成 29 年 3 月 3 日付徴徴 6-9 ほか 1 課共同「 <u>第二次納税義務関係事務提要の制定について</u> 」(事務運営指針)	に	二次義務提要	昭和 52 年 6 月 7 日付徴徴 2-9 ほか 6 課共同「 <u>第二次納税義務関係事務提要の制定について</u> 」(法令解釈通達)
3・4 (省略)			3・4 (同左)		
5 その他			5 その他		
	略称・略語	意 義		略称・略語	意 義
れ	(省略)	(省略)	れ	(同左)	(同左)
	<u>連帯納付義務者</u>	<u>通則法第 9 条《共有物等に係る国税の連帯納付義務》、通則法第 9 条の 2 《法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務》、徴収法第 33 条《無限責任社員の第二次納税義務》、印紙税法第 3 条第 2 項《納税義務者》、自動車重量税法第 4 条《納税義務者》、登録免許税法第 3 条《納税義務者》の規定により連帯納付義務を負う者</u>		(新設)	(新設)
	連帯納付責任者	相続税法第 34 条《連帯納付の義務等》、地価税法第 29 条《土地等の贈与等を受けた場合の連帯納付		連帯納付責任者	相続税法第 34 条《連帯納付の義務等》、地価税法第 29 条《土地等の贈与等を受けた場合の連帯納付

改正後		改正前	
	義務)、 <u>通則法第9条の3</u> 《法人の分割に係る連帯納付の責任》、法人税法第81条の28《連結子法人の連帯納付の責任》、第152条《受託者の連帯納付の責任》及び消費税法第15条第13項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》の規定により連帯納付責任を負う者		義務)、 <u>通則法第9条の2</u> 《法人の分割に係る連帯納付の責任》、法人税法第81条の28《連結子法人の連帯納付の責任》、第152条《受託者の連帯納付の責任》及び消費税法第15条第13項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》の規定により連帯納付責任を負う者
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
6 (省略)		6 (同左)	
	<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p style="text-align: center;">第2章 通則</p> <p style="text-align: center;">第2節 滞納等の定義</p> <p>(省略)</p> <p>第4 滞納者等の定義</p> <p>1 納税者</p> <p>(省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 相続税法第34条《連帯納付責任》、<u>通則法第9条の3</u>《法人の分割に係る連帯納付の責任》、法人税法第81条の28第1項《連結子法人の連帯納付の責任》、通則法第9条《共有物等に係る国税の連帯納付義務》、<u>同法第9条の2</u>《法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務》、<u>印紙税法第3条第2項</u>《納税義務者》等の規定により連帯納付の責任又は義務を負う者（第3編第11章第102《連帯納付責任》、第103《連帯納付義務》参照）</p> <p>(3)～(10) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p style="text-align: center;">第2章 通則</p> <p style="text-align: center;">第2節 滞納等の定義</p> <p>(同左)</p> <p>第4 滞納者等の定義</p> <p>1 納税者</p> <p>(同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 相続税法第34条《連帯納付責任》、<u>通則法第9条の2</u>《法人の分割に係る連帯納付の責任》、法人税法第81条の28第1項《連結子法人の連帯納付の責任》、通則法第9条《共有物等に係る国税の連帯納付義務》、<u>印紙税法第3条第2項</u>《納税義務者》等の規定により連帯納付の責任又は義務を負う者（第3編第11章第102《連帯納付責任》、第103《連帯納付義務》参照）</p> <p>(3)～(10) (同左)</p>	

改 正 後	改 正 前
<b>第 3 編 徴収事務</b> <b>第 11 章 納税義務の拡張等</b>	<b>第 3 編 徴収事務</b> <b>第 11 章 納税義務の拡張等</b>
(省略)	(同左)
<b>第 100 第二次納税義務の賦課</b>	<b>第 100 第二次納税義務の賦課</b>
(省略)	(同左)
1 (省略)	1 (同左)
<b>2 第二次納税義務者に対する滞納処分等</b>	<b>2 第二次納税義務者に対する滞納処分等</b>
第二次納税義務者に対し「納付催告書」を発した日から起算して 10 日を経過した日までに徴収しようとする国税が完納とならないときは、第二次納税義務者の財産につき滞納処分を執行することができる。	第二次納税義務者に対し「納付催告書」を発した日から起算して 10 日を経過した日までに徴収しようとする国税が完納とならないときは、第二次納税義務者の財産につき滞納処分を執行することができる。
第二次納税義務者に対する滞納処分等の手続については、本編第 5 章《所在・財産調査》から第 8 章《差押財産の取立て及び換価》 <u>まで</u> に定めるところに準じて処理するほか、次に掲げる事項に留意する。	第二次納税義務者に対する滞納処分等の手続については、本編第 5 章《所在・財産調査》から第 8 章《差押財産の取立て及び換価》に定めるところに準じて処理するほか、次に掲げる事項に留意する。
(注) 1 徴収法第 36 条第 1 号及び第 2 号、第 37 条並びに第 41 条第 1 項に規定する第二次納税義務者に対する滞納処分は、原則として、当該第二次納税義務の追及の起因となった財産以外の財産についてははすることができないことに留意する（徴基通第 32 条関係 16）。	(注) 1 徴収法第 36 条第 1 項、同法第 37 条、同法第 38 条及び同法第 41 条第 1 項に規定する第二次納税義務者に対する滞納処分は、原則として、当該第二次納税義務の追及の起因となった財産以外の財産についてははすることができないことに留意する（徴基通第 32 条関係 16）。
2 (省略)	2 (同左)
(1)～(3) (省略)	(1)～(3) (同左)
<b>第102 連帯納付責任</b>	<b>第102 連帯納付責任</b>
連帯納付責任には、相続税法第 34 条《連帯納付の義務等》、地価税法第 29 条《土地等の贈与等を受けた場合の連帯納付義務》、 <u>通則法第 9 条の 3</u> 《法人の分割に係る連帯納付の責任》、法人税法第 81 条の 28《連結子法人の連帯納付の責任》、第 152 条《受託者の連帯納付の責任》及び消費税法第 15 条第 13 項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》の規定によるものがある。	連帯納付責任には、相続税法第 34 条《連帯納付の義務等》、地価税法第 29 条《土地等の贈与等を受けた場合の連帯納付義務》、 <u>通則法第 9 条の 2</u> 《法人の分割に係る連帯納付の責任》、法人税法第 81 条の 28《連結子法人の連帯納付の責任》、第 152 条《受託者の連帯納付の責任》及び消費税法第 15 条第 13 項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》の規定によるものがある。
1・2 (省略)	1・2 (同左)

改正後	改正前
<p><b>3 法人の分割による連帯納付責任</b></p> <p>分割法人から<u>事業</u>を承継した法人（以下「承継法人」という。）は、分割法人の分割前の国税について、承継した財産の価額を限度として連帯納付責任を負う（通則法第9条の3）。</p> <p>承継法人に対し連帯納付責任を追及する場合は、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>(5) 滞納処分等</p> <p>連帯納付責任者（承継法人）に対する滞納処分等の手続については、本編第5章《所在・財産調査》から第8章《差押財産の取立て及び換価》<u>まで</u>に準じて処理する。</p> <p>なお、連帯納付責任者（承継法人）に対する滞納処分等については、徴収システムにおける決議情報の入力及び「差押調書」等の作成ができないことから、徴収システムの「滞納整理事績記事（連帯等納税義務者）」画面において各処分等の事績を入力して起案するとともに、「差押調書」等は、手書き又は「様式ファイルダウンロード」画面にある様式を活用して作成する必要があることに留意する。</p> <p>おって、連帯納付責任者（承継法人）に係る「差押調書」等には、次に掲げる事項を適宜の箇所に記載するものとする。</p> <p>①・② （省略）</p> <p>③ 分割前の国税につき通則法第9条の3の規定により本来の納税義務者（分割法人）と連帯して納付すべきものである旨</p> <p>④ （省略）</p> <p><b>第103 連帯納付義務</b></p> <p>(1) 国税に関する法律の規定による連帯納付義務</p> <p>国税に関する法律の規定による連帯納付義務（通則法第8条）は、民法の連帯債</p>	<p><b>3 法人の分割による連帯納付責任</b></p> <p>分割法人から<u>営業</u>を承継した法人（以下「承継法人」という。）は、分割法人の分割前の国税について、承継した財産の価額を限度として連帯納付責任を負う（通則法第9条の2）。</p> <p>承継法人に対し連帯納付責任を追及する場合は、<u>平成13年8月23日付徴徴4-5ほか1課共同「国税通則法第9条の2の規定による連帯納付責任について」（法令解釈通達）</u>によるほか、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>(5) 滞納処分等</p> <p>連帯納付責任者（承継法人）に対する滞納処分等の手続については、本編第5章《所在・財産調査》から第8章《差押財産の取立て及び換価》に準じて処理する。</p> <p>なお、連帯納付責任者（承継法人）に対する滞納処分等については、徴収システムにおける決議情報の入力及び「差押調書」等の作成ができないことから、徴収システムの「滞納整理事績記事（連帯等納税義務者）」画面において各処分等の事績を入力して起案するとともに、「差押調書」等は、手書き又は「様式ファイルダウンロード」画面にある様式を活用して作成する必要があることに留意する。</p> <p>おって、連帯納付責任者（承継法人）に係る「差押調書」等には、次に掲げる事項を適宜の箇所に記載するものとする。</p> <p>①・② （同左）</p> <p>③ 分割前の国税につき通則法第9条の2の規定により本来の納税義務者（分割法人）と連帯して納付すべきものである旨</p> <p>④ （同左）</p> <p><b>第103 連帯納付義務</b></p> <p>(1) 国税に関する法律の規定による連帯納付義務</p> <p>国税に関する法律の規定による連帯納付義務（通則法第8条）は、民法の連帯債</p>

改 正 後	改 正 前																														
<p>務に関する規定を準用しており、具体的には、次に掲げるものなどがある。</p> <p>① (省略)</p> <p>② <u>法人の合併等の無効判決に係る当該合併等の日以後に納税義務の成立した国税の連帯納付義務（通則法第9条の2）</u></p> <p><u>(注) 上記の連帯納付義務を追及する場合における「差押調書」又は「滞納税金目録」等に係る滞納国税の法定納期限等は、別表19に掲げる法定納期限等の日を記載することに留意する。</u></p> <p>③ (省略)</p> <p>④ (省略)</p> <p>⑤ 自動車検査証の交付等を受ける者等が<u>2人以上</u>ある場合の自動車重量税の連帯納付義務（自動車重量税法第4条）</p> <p>⑥ 登記等を受ける者が<u>2人以上</u>ある場合の登録免許税の連帯納付義務（登録免許税法第3条）</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 連帯納付義務額の確定等の手続を要する連帯納付義務の追及手続 上記(1)④から⑥までに掲げる連帯納付義務額の確定等の手続を要する連帯納付義務の追及は次のとおり行う。 イ・ロ (省略)</p>	<p>務に関する規定を準用しており、具体的には、次に掲げるものなどがある。</p> <p>① (同左) (新設)</p> <p>② (同左)</p> <p>③ (同左)</p> <p>④ 自動車検査証の交付等を受ける者等が<u>二人以上</u>ある場合の自動車重量税の連帯納付義務（自動車重量税法第4条）</p> <p>⑤ 登記等を受ける者が<u>二人以上</u>ある場合の登録免許税の連帯納付義務（登録免許税法第3条第2項）</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 連帯納付義務額の確定等の手続を要する連帯納付義務の追及手続 上記(1)③から⑤に掲げる連帯納付義務額の確定等の手続を要する連帯納付義務の追及は次のとおり行う。 イ・ロ (同左)</p>																														
<p><b>別表19 法定納期限等の補正等が必要な滞納口座</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>滞納口座</th> <th>法定納期限等の日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>保証人及び第二次納税義務者として納付すべき国税に係る滞納口座</td> <td>納付通知書を発した日（徴収法 <u>15①十一</u>）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>連帯納付責任等に係る滞納口座</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>		滞納口座	法定納期限等の日	5	保証人及び第二次納税義務者として納付すべき国税に係る滞納口座	納付通知書を発した日（徴収法 <u>15①十一</u> ）	6	(省略)	(省略)	7	連帯納付責任等に係る滞納口座			(省略)	(省略)	<p><b>別表19 法定納期限等の補正等が必要な滞納口座</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>滞納口座</th> <th>法定納期限等の日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>保証人及び第二次納税義務者として納付すべき国税に係る滞納口座</td> <td>納付通知書を発した日（徴収法 <u>15①十</u>）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>連帯納税責任に係る滞納口座</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> </tbody> </table>		滞納口座	法定納期限等の日	5	保証人及び第二次納税義務者として納付すべき国税に係る滞納口座	納付通知書を発した日（徴収法 <u>15①十</u> ）	6	(同左)	(同左)	7	連帯納税責任に係る滞納口座			(同左)	(同左)
	滞納口座	法定納期限等の日																													
5	保証人及び第二次納税義務者として納付すべき国税に係る滞納口座	納付通知書を発した日（徴収法 <u>15①十一</u> ）																													
6	(省略)	(省略)																													
7	連帯納付責任等に係る滞納口座																														
	(省略)	(省略)																													
	滞納口座	法定納期限等の日																													
5	保証人及び第二次納税義務者として納付すべき国税に係る滞納口座	納付通知書を発した日（徴収法 <u>15①十</u> ）																													
6	(同左)	(同左)																													
7	連帯納税責任に係る滞納口座																														
	(同左)	(同左)																													

改正後		改正前	
法人の分割による連帯納付責任	<p>①承継した財産(以下「承継財産」という。)から徴収する場合</p> <p>本来の納税義務者に係る国税の法定納期限</p> <p>(注) 滞納口座が分割により事業を承継した法人(以下「分割承継法人」という。)の固有の国税である場合は、「差押調書」等に分割承継法人の固有の国税に係る法定納期限等が表示されるので、承継財産から徴収する場合には、法定納期限等を分割があった日に補正する必要がある(徴収法 15⑩十前段)。</p> <p>②分割承継法人の固有の財産から徴収する場合</p> <p>分割があった日(徴収法 15⑩十後段)</p> <p>なお、分割をした法人が複数ある場合は、他の分割した法人の固有の財産から徴収する場合についても同様。</p>	法人の分割による連帯納付責任	<p>①承継した財産(以下「承継財産」という。)から徴収する場合</p> <p>本来の納税義務者に係る国税の法定納期限</p> <p>(注) 滞納口座が分割により事業を承継した法人(以下「分割承継法人」という。)の固有の国税である場合は、「差押調書」等に分割承継法人の固有の国税に係る法定納期限等が表示されるので、承継財産から徴収する場合には、法定納期限等を分割があった日に補正する必要がある(徴収法 15⑩九前段)。</p> <p>②分割承継法人の固有の財産から徴収する場合</p> <p>分割があった日(徴収法 15⑩九後段)</p> <p>なお、分割をした法人が複数ある場合は、他の分割した法人の固有の財産から徴収する場合についても同様。</p>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<u>法人の分割の無効判決が確定した場合の連帯納付義務に係る滞納口座</u>	<p>①分割を無効とする判決の確定により分割をした法人に属することとなった財産から徴収する場合</p> <p>本来の納税義務者に係る国税の法定納期限</p> <p>(注) 滞納口座が分割をした法人の固有の国税である場合は、「差押調書」等に分割をした法人の固有の国税に係る法定納期限等が表示されるので、分</p>	(新設)	(新設)

改正後			改正前		
		<p>割を無効とする判決の確定により分割をした法人に属することとなった財産から徴収する場合には、法定納期限等を分割の無効判決が確定した日に補正する必要がある（徴収法 15①九前段）</p> <p>②分割をした法人の固有の財産から徴収する場合</p> <p>分割の無効判決が確定した日（徴収法 15①九後段）</p>			
8	(省略)	(省略)	8	(同左)	(同左)



## 別紙 2

## 新旧対照表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 2 「徴収事務提要 (様式編)」	別冊 2 「徴収事務提要 (様式編)」
311000-007 納付通知決議書	311000-007 納付通知決議書
311000-008 納付通知書 (第二次納税義務者用)	311000-008 納付通知書 (第二次納税義務者用)
311000-009 第二次納税義務者の通知 (税務署長への通知用)	311000-009 第二次納税義務者の通知 (税務署長への通知用)
311000-010 納付通知書を発した旨の通知書 (滞納者用)	311000-010 納付通知書を発した旨の通知書 (滞納者用)
<b>【調理要領】</b>	<b>【調理要領】</b>
「納付通知書」(第二次納税義務者用)	「納付通知書」(第二次納税義務者用)
1 (省略)	1 (同左)
<b>2 調理要領</b>	<b>2 調理要領</b>
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 「上記納税者の滞納国税及び滞納処分費につきあなたが第二次納税義務者として納付すべき金額」欄は、次により記載する。	(2) 「上記納税者の滞納国税及び滞納処分費につきあなたが第二次納税義務者として納付すべき金額」欄は、次により記載する。
イ (省略)	イ (同左)
ロ 徴収法第 34 条、第 35 条、第 36 条第 3 号、 <u>第 38 条</u> 、第 39 条又は第 41 条第 2 項の規定による第二次納税義務の場合には、「〇〇円を限度として上記滞納国税等の全額」と記載する。	ロ 徴収法第 34 条、 <u>同法</u> 第 35 条、 <u>同法</u> 第 36 条第 3 号、 <u>同法</u> 第 39 条又は <u>同法</u> 第 41 条第 2 項の規定による第二次納税義務の場合には、「〇〇円を限度として上記滞納国税等の全額」と記載する。
ハ 徴収法第 36 条第 1 号 <u>若しくは</u> 第 2 号、第 37 条又は第 41 条第 1 項の規定による第二次納税義務の場合には、「〇〇 (取得財産を含む。) を限度として上記滞納国税等の全額」と記載する。	ハ 徴収法第 36 条第 1 号、 <u>同条</u> 第 2 号、 <u>同法</u> 第 37 条、 <u>同法</u> 第 38 条又は <u>同法</u> 第 41 条第 1 項の規定による第二次納税義務の場合には、「〇〇 (取得財産を含む。) を限度として上記滞納国税等の全額」と記載する。
(注) (省略)	(注) (同左)
(3)~(7) (省略)	(3)~(7) (同左)

改正後

311000-011 第二次納税義務調査検討表

【様式】

(第34条関係 その1)

2 成立要件 (その他)

(1) 法人は解散しているか(信託は終了しているか)。		調査年月日	年 月 日
調査結果	解散(終了)年月日	調査範囲及び方法	
有 無	年 月 日	<input type="checkbox"/> 商業登記簿 <input type="checkbox"/> 株主総会等の決議書 <input type="checkbox"/> 解散判決(命令) <input type="checkbox"/> 賦課関係資料 <input type="checkbox"/> その他( )	

(2) 課されるべき国税等を納付しないで分配等をしたか。

イ 課されるべき国税等があるか。

調査年月日		年 月 日
調査結果	調査範囲及び方法	
有 無	賦課担当部門との連絡(内容)	

ロ 残余財産の分配等をしたか。

調査年月日		年 月 日
分配等の年月日	分配等をした財産の名称	数量・価額
年 月 日		
調査結果	調査範囲及び方法	
有 無	<input type="checkbox"/> 決算報告書 <input type="checkbox"/> 残余財産分配通知書 <input type="checkbox"/> 財務関係帳簿 <input type="checkbox"/> 賦課関係資料 <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> その他( )	

3 第二次納税義務を負う者

第二次納税義務を負う者

(1) 分配等をした清算人(特定清算受託者)

調査年月日		年 月 日
住所	氏名	
調査結果	調査範囲及び方法	
有 無	A 清算人等の調査・・・ <input type="checkbox"/> 商業登記簿 <input type="checkbox"/> 選任決議書 <input type="checkbox"/> 裁判所による選任の記録 <input type="checkbox"/> 税務署に対する解散届 <input type="checkbox"/> その他( ) B 清算人等が分配等をした事実の調査・・・ <input type="checkbox"/> 議事録 <input type="checkbox"/> その他( )	

(2) 分配等を受けた者(残余財産受益者等)

調査年月日		年 月 日
住所	氏名	
住所	氏名	
調査結果	調査範囲及び方法	
有 無	<input type="checkbox"/> 決算報告書 <input type="checkbox"/> 残余財産分配通知書 <input type="checkbox"/> 財務関係帳簿 <input type="checkbox"/> 賦課関係資料 <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> その他( )	
適 否	分配等を受けた者は、株主、無限責任社員又は有限責任社員、組合員、会員等であるか。	

改正前

311000-011 第二次納税義務調査検討表

【様式】

(第34条関係 その1)

2 成立要件 (その他)

(1) 法人は解散しているか。		調査年月日	年 月 日
調査結果	解散年月日	調査範囲及び方法	
有 無	年 月 日	<input type="checkbox"/> 商業登記簿 <input type="checkbox"/> 株主総会等の決議書 <input type="checkbox"/> 解散判決(命令) <input type="checkbox"/> 賦課関係資料 <input type="checkbox"/> その他( )	

(2) 課されるべき国税等を納付しないで分配等をしたか。

イ 課されるべき国税等があるか。

調査年月日		年 月 日
調査結果	調査範囲及び方法	
有 無	賦課担当部門との連絡(内容)	

ロ 残余財産の分配等をしたか。

調査年月日		年 月 日
分配等の年月日	分配等をした財産の名称	数量・価額
年 月 日		
調査結果	調査範囲及び方法	
有 無	<input type="checkbox"/> 決算報告書 <input type="checkbox"/> 残余財産分配通知書 <input type="checkbox"/> 財務関係帳簿 <input type="checkbox"/> 賦課関係資料 <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> その他( )	

3 第二次納税義務を負う者

第二次納税義務を負う者

(1) 分配等をした清算人

調査年月日		年 月 日
住所	氏名	
調査結果	調査範囲及び方法	
有 無	A 清算人の調査・・・ <input type="checkbox"/> 商業登記簿 <input type="checkbox"/> 選任決議書 <input type="checkbox"/> 裁判所による選任の記録 <input type="checkbox"/> 税務署に対する解散届 <input type="checkbox"/> その他( ) B 清算人が分配等をした事実の調査・・・ <input type="checkbox"/> 議事録 <input type="checkbox"/> その他( )	

(2) 分配等を受けた者

調査年月日		年 月 日
住所	氏名	
住所	氏名	
調査結果	調査範囲及び方法	
有 無	<input type="checkbox"/> 決算報告書 <input type="checkbox"/> 残余財産分配通知書 <input type="checkbox"/> 財務関係帳簿 <input type="checkbox"/> 賦課関係資料 <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> その他( )	

改正後

(第34条関係 その2)

4 責任の限度

(1) 分配等をした清算人(特定清算受託者)・・・分配等をした財産の価額		調査年月日	年	月	日
第二次納税義務を負う者	氏名		限度額		
(2) 分配等を受けた者(残余財産受益者等)・・・受けた財産の価額		調査年月日	年	月	日
第二次納税義務を負う者	氏名		限度額	円	
氏名		限度額	円		
調査範囲及び方法					
A 分配等が金銭でされている場合・・・その金額					
B 分配等が金銭以外の財産でされている場合・・・分配等がされた時における基準価額					
評価方法 <input type="checkbox"/> 売買実例法 <input type="checkbox"/> 取得価格法 <input type="checkbox"/> 収益還元法 <input type="checkbox"/> その他( )					

5 その他

会社が会社継続の特別決議等をしていないか。		調査年月日	年	月	日
調査結果	調査範囲及び方法				
有 無	<input type="checkbox"/> 商業登記簿 <input type="checkbox"/> その他( )				

改正前

(第34条関係 その2)

4 責任の限度

(1) 分配等をした清算人・・・分配等をした財産の価額		調査年月日	年	月	日
第二次納税義務を負う者	氏名		限度額		
(2) 分配等を受けた者・・・受けた財産の価額		調査年月日	年	月	日
第二次納税義務を負う者	氏名		限度額	円	
氏名		限度額	円		
調査範囲及び方法					
A 分配等が金銭でされている場合・・・その金額					
B 分配等が金銭以外の財産でされている場合・・・分配等がされた時における通常の時価					
評価方法 <input type="checkbox"/> 売買実例法 <input type="checkbox"/> 取得価格法 <input type="checkbox"/> 収益還元法 <input type="checkbox"/> その他( )					

5 その他

会社が会社継続の特別決議等をしていないか。		調査年月日	年	月	日
調査結果	調査範囲及び方法				
有 無	<input type="checkbox"/> 商業登記簿 <input type="checkbox"/> その他( )				

改正後

(第37条関係 その1)

2 成立要件 (その他)

(1) 特殊関係者が重要財産を所有しているか。=重要財産の判断		調査年月日	年	月	日
調査結果	調査範囲及び方法				
有 無	当該財産がないものとした場合に、事業の継続が ○不可能になる(おそれがある。)。 ○影響がない。				
(2) 重要財産に関して生ずる所得が納税者の所得となっているか。		調査年月日	年	月	日
調査結果	調査範囲及び方法				
有 無	○賦課関係資料 ( )				
(3) 重要財産の供されている事業に係る国税を滞納しているか。					
イ 上記国税の範囲		調査年月日	年	月	日
年度	税 目	税 額	備 考		
調査範囲及び方法					
○賦課関係資料 ( )					
ロ 事業に係る国税が一つの国税の一部である場合		調査年月日	年	月	日
$\text{事業に係る国税} = \frac{\text{事業に係る国税} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{事業に係る国税} \\ \text{がないものとした} \\ \text{場合の課税標準額} \end{array} \right\}}{\text{国税の課税標準額}}$ $\text{円} = \frac{\text{円} \times \left[ \text{円} - \text{円} \right]}{\text{円}}$					
(注) 国税が消費税の場合は、上記「課税標準額」は「納付すべき消費税額」とする。					

改正前

(第37条関係 その1)

2 成立要件 (その他)

(1) 特殊関係者が重要財産を所有しているか。=重要財産の判断		調査年月日	年	月	日
調査結果	調査範囲及び方法				
有 無	当該財産がないものとした場合に、事業の継続が ○不可能になる(おそれがある。)。 ○影響がない。				
(2) 重要財産に関して生ずる所得が納税者の所得となっているか。		調査年月日	年	月	日
調査結果	調査範囲及び方法				
有 無	○賦課関係資料 ( )				
(3) 重要財産の供されている事業に係る国税を滞納しているか。					
イ 上記国税の範囲		調査年月日	年	月	日
年度	税 目	税 額	備 考		
調査範囲及び方法					
○賦課関係資料 ( )					
ロ 事業に係る国税が一つの国税の一部である場合		調査年月日	年	月	日
$\text{事業に係る国税} = \frac{\text{事業に係る国税} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{事業に係る国税} \\ \text{がないものとした} \\ \text{場合の課税標準額} \end{array} \right\}}{\text{国税の課税標準額}}$ $\text{円} = \frac{\text{円} \times \left[ \text{円} - \text{円} \right]}{\text{円}}$					

改正後

改正前

(第38条関係 その1)

(第38条関係 その1)

2 成立要件 (その他)

2 成立要件 (その他)

(1) 法定納期限の1年前の日後に生計を一にする親族その他の特殊関係者に事業を譲渡したか。		
イ 事業譲渡の事実		調査年月日 年 月 日
調査結果	調査範囲及び方法	
有 無	○株主総会等の議事録 ○譲渡契約書 ○聴取り( ) ○その他( )	
ロ 法定納期限の1年前の日		調査年月日 年 月 日
調査結果	調査範囲及び方法	
有 (AがBより前)	A 法定納期限の1年前の日	年 月 日
無 (AとBが同じか、BがAより前)	B 事業譲渡の日	年 月 日
調査方法 ○不動産登記簿等の公簿 ○その他( )		
(2) 譲受人が同一(類似)の事業を営んでいるか。		
同一又は類似の事業		調査年月日 年 月 日
譲渡前	譲渡後	
調査結果	調査範囲及び方法	
有 無	○実地調査( )	

(1) 法定納期限の1年前の日後に親族その他の特殊関係者に事業を譲渡したか。		
イ 事業譲渡の事実		調査年月日 年 月 日
調査結果	調査範囲及び方法	
有 無	○株主総会等の議事録 ○譲渡契約書 ○聴取り( ) ○その他( )	
ロ 法定納期限の1年前の日		調査年月日 年 月 日
調査結果	調査範囲及び方法	
有 (AがBより前)	A 法定納期限の1年前の日	年 月 日
無 (AとBが同じか、BがAより前)	B 事業譲渡の日	年 月 日
調査方法 ○不動産登記簿等の公簿 ○その他( )		
(2) 譲受人が同一とみられる場所で同一(類似)の事業を営んでいるか。		
イ 同一と認められる場所		調査年月日 年 月 日
譲渡前	譲渡後	
調査結果	調査範囲及び方法	
有 無	○実地調査( )	
ロ 同一又は類似の事業		調査年月日 年 月 日
譲渡前	譲渡後	
調査結果	調査範囲及び方法	
有 無	○実地調査( )	

改正後

(第38条関係 その2)

(3) 譲渡した事業に係る国税を滞納しているか。

イ 上記国税の範囲			調査年月日	年 月 日
年 度	税 目	税 額	備 考	
調 査 範 囲 及 び 方 法				
○賦課関係資料 ( ) ○その他 ( )				

ロ 事業に係る国税が一つの国税の一部である場合

調査年月日	年 月 日
-------	-------

$$\text{事業に係る国税} = \frac{\text{国税の額} \times \left[ \begin{array}{l} \text{事業に係る国税} \\ \text{がないものとした} \\ \text{場合の課税標準額} \end{array} \right]}{\text{国税の課税標準額}}$$

$$\text{円} = \frac{\text{円} \times \left[ \begin{array}{l} \text{円} \\ \text{円} \end{array} \right]}{\text{円}}$$

(注) 国税が消費税の場合は、上記「課税標準額」は「納付すべき消費税額」とする。

3 第二次納税義務を負う者

第二次納税義務を負う者=生計を一にする親族その他の特殊関係者	調査年月日	年 月 日
住所	氏名	
徴収令第13条第1項第 号		
調 査 範 囲 及 び 方 法		
A 徴収令第13条第1項第1号から第3号 <input type="checkbox"/> 住民票等の公簿 <input type="checkbox"/> 実地調査 ( ) <input type="checkbox"/> 財務関係諸帳簿 ( ) <input type="checkbox"/> 聴取り ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
B 徴収令第13条第1項第4号から第6号 <input type="checkbox"/> 賦課関係資料 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

4 責任の限度

責任の限度=譲受財産の価額	円	調査年月日	年 月 日
譲 受 財 産 の 所 在 地	財 産 の 表 示	備 考	
調 査 範 囲 及 び 方 法			
評価方法 <input type="checkbox"/> 売買実例法 <input type="checkbox"/> 取得価格法 <input type="checkbox"/> 収益還元法 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
(注) 譲受財産の価額は、事業譲渡を受けた時における譲受けに係る事業に属する環備財産の基礎価額である。			

改正前

(第38条関係 その2)

(3) 譲渡した事業に係る国税を滞納しているか。

イ 上記国税の範囲			調査年月日	年 月 日
年 度	税 目	税 額	備 考	
調 査 範 囲 及 び 方 法				
○賦課関係資料 ( ) ○その他 ( )				

ロ 事業に係る国税が一つの国税の一部である場合

調査年月日	年 月 日
-------	-------

$$\text{事業に係る国税} = \frac{\text{国税の額} \times \left[ \begin{array}{l} \text{事業に係る国税} \\ \text{がないものとした} \\ \text{場合の課税標準額} \end{array} \right]}{\text{国税の課税標準額}}$$

$$\text{円} = \frac{\text{円} \times \left[ \begin{array}{l} \text{円} \\ \text{円} \end{array} \right]}{\text{円}}$$

3 第二次納税義務を負う者

第二次納税義務を負う者=親族その他の特殊関係者	調査年月日	年 月 日
住所	氏名	
徴収令第13条第1項第 号		
調 査 範 囲 及 び 方 法		
A 徴収令第13条第1項第1号から第4号 <input type="checkbox"/> 住民票等の公簿 <input type="checkbox"/> 実地調査 ( ) <input type="checkbox"/> 財務関係諸帳簿 ( ) <input type="checkbox"/> 聴取り ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
B 徴収令第13条第1項第5号から第7号 <input type="checkbox"/> 賦課関係資料 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

改正後

改正前

(削除)

(第38条関係 その3)

4 責任の限度

責任の限度一次に掲げる財産		
① 譲受財産		調査年月日 年 月 日
財産の所在地	財産の表示	備 考
調査結果	調査範囲及び方法	
有 無	○実地調査 ○その他( )	
② 異動により取得した財産		調査年月日 年 月 日
財産の所在地	財産の表示	備 考
調査結果	調査範囲及び方法	
有 無	○(譲渡)契約書 ○実地調査 ○その他( )	
③ 基因して取得した財産		調査年月日 年 月 日
財産の所在地	財産の表示	備 考
調査結果	調査範囲及び方法	
有 無	○(賃貸借)契約書 ○実地調査 ○その他( )	

改正後

(第39条関係 その1)

2 成立要件 (その他)

(1) 法定納期限の1年前の日後に無償譲渡等の処分をしたか。

イ 1年前の日後		調査年月日	年 月 日
調査結果	調査範囲及び方法		
有 (AがBより前)	A 法定納期限の1年前の日	年 月 日	
無 (AとBが同じか、 BがAより前)	B 無償譲渡等の時期	年 月 日	
調査方法 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 財務関係書類簿 <input type="checkbox"/> 公簿 ( ) <input type="checkbox"/> 聴取り ( )			

ロ 無償譲渡等の処分  
(イ) 低額譲渡の判定  
(ロ) 無償譲渡の内容

調査年月日		年 月 日
譲渡・債務の免除・第三者に利益を与える処分の内容		
調査結果	調査範囲及び方法	
有 無 (A : B)	A 契約時等の基準価額 評価方法・・・ <input type="checkbox"/> 売買実例法 <input type="checkbox"/> 取得価格法 <input type="checkbox"/> 収益還元法 <input type="checkbox"/> その他 ( )	円
	B 譲渡財産等の対価	円
	a 対価の確認方法 ・・・ <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 財務関係書類簿 <input type="checkbox"/> 聴取り ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	b 対価の内容	

(2) 徴収不足が無償譲渡等の処分に基因するか。

調査年月日		年 月 日
調査結果	調査範囲及び方法	
無 有	無償譲渡等の処分後に国税の総額を徴収できる財産を取得した事実 調査方法・・・ <input type="checkbox"/> 実地調査 <input type="checkbox"/> 聴取り ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	

3 第二次納税義務を負う者

<input type="checkbox"/> 特殊関係者 <input type="checkbox"/> 第三者		調査年月日	年 月 日
住所	氏名		
調査範囲及び方法			
<input type="checkbox"/> 住民票等の公簿 <input type="checkbox"/> 実地調査 ( ) <input type="checkbox"/> 財務関係書類簿 ( ) <input type="checkbox"/> 聴取り ( ) <input type="checkbox"/> 賦課関係資料 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )			

改正前

(第39条関係 その1)

2 成立要件 (その他)

(1) 法定納期限の1年前の日後に無償譲渡等の処分をしたか。

イ 1年前の日後		調査年月日	年 月 日
調査結果	調査範囲及び方法		
有 (AがBより前)	A 法定納期限の1年前の日	年 月 日	
無 (AとBが同じか、 BがAより前)	B 無償譲渡等の時期	年 月 日	
調査方法 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 財務関係書類簿 <input type="checkbox"/> 公簿 ( ) <input type="checkbox"/> 聴取り ( )			

ロ 無償譲渡等の処分  
(イ) 低額譲渡の判定  
(ロ) 無償譲渡の内容

調査年月日		年 月 日
譲渡・債務の免除・第三者に利益を与える処分の内容		
調査結果	調査範囲及び方法	
有 無 (A : B)	A 契約時等の通常の時価 評価方法・・・ <input type="checkbox"/> 売買実例法 <input type="checkbox"/> 取得価格法 <input type="checkbox"/> 収益還元法 <input type="checkbox"/> その他 ( )	円
	B 譲渡財産等の対価	円
	a 対価の確認方法 ・・・ <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 財務関係書類簿 <input type="checkbox"/> 聴取り ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	b 対価の内容	

(2) 徴収不足が無償譲渡等の処分に基因するか。

調査年月日		年 月 日
調査結果	調査範囲及び方法	
無 有	無償譲渡等の処分後に国税の総額を徴収できる財産を取得した事実 調査方法・・・ <input type="checkbox"/> 実地調査 <input type="checkbox"/> 聴取り ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	

3 第二次納税義務を負う者

<input type="checkbox"/> 特殊関係者 <input type="checkbox"/> 第三者		調査年月日	年 月 日
住所	氏名		
調査範囲及び方法			
<input type="checkbox"/> 住民票等の公簿 <input type="checkbox"/> 実地調査 ( ) <input type="checkbox"/> 財務関係書類簿 ( ) <input type="checkbox"/> 聴取り ( ) <input type="checkbox"/> 賦課関係資料 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )			



改正後

(第39条関係 その2)

4 責任の限度

(1) 親族その他の特殊関係者の責任の限度＝無償譲渡等に係る財産の契約成立の時における  
受けた利益の額

円 調査年月日 年 月 日

調査範囲及び方法

A 受けた金銭の額	( 円)	対価の内容	
B 物の基準価額	( 円)		
C 免除に係る債権の基準価額	( 円)		
D 地上権等の基準価額	( 円)		
E 対価	(▲ 円)	費用の内容	
F 費用	(▲ 円)		
責任の限度	( 円)		

(2) 第三者の責任の限度＝無償譲渡等に係る財産の納付通知書による告知をする時における  
受けた利益の額

円 調査年月日 年 月 日

調査範囲及び方法

A 受けた利益が金銭以外の物である場合			
a 受けた物が現存する場合	基準価額 ( 円)		
b 加工等により価額が増加した場合	基準価額 - 要した費用 ( 円) = ( 円)		
c 譲渡後地上権等の設定がされている場合	基準価額 + 得た利益 - 要した費用 ( 円) + ( 円) = ( 円)		
d 受けた物が現存しない場合	残存の基準価額 + 得た利益 - 要した費用 ( 円) + ( 円) = ( 円)		
B 受けた利益が金銭である場合			
a 金銭の特定がされていない場合	受けた金銭の額 ( 円)		
b 金銭が現存しない場合	受けた金銭の額 - 現存しない額 ( 円) - ( 円) = ( 円)		
c 特別の財産を取得した場合	受けた金銭の額 + 得た財産の基準価額 - 費用 ( 円) + ( 円) = ( 円)		
C 受けた費用が債務の免除である場合	債権の基準価額 ( 円)		
D 受けた利益が地上権の設定等である場合	基準価額 ( 円)		
E 対価(内容)	( ) (▲ 円)		
F 費用(内容)	( ) (▲ 円)		
G 特別の消費(内容)	( ) (▲ 円)		
責任の限度	( 円)		

※この額が(1)の受けた利益の額を超える場合には、その額が責任の限度となる。

改正前

(第39条関係 その2)

4 責任の限度

(1) 親族その他の特殊関係者の責任の限度＝無償譲渡等に係る財産の契約成立の時における  
受けた利益の額

円 調査年月日 年 月 日

調査範囲及び方法

A 受けた金銭の額	( 円)	対価の内容	
B 物の通常の時価	( 円)		
C 免除に係る債権の通常の時価	( 円)		
D 地上権等の通常の時価	( 円)		
E 対価	(▲ 円)	費用の内容	
F 費用	(▲ 円)		
責任の限度	( 円)		

(2) 第三者の責任の限度＝無償譲渡等に係る財産の納付通知書による告知をする時における  
受けた利益の額

円 調査年月日 年 月 日

調査範囲及び方法

A 受けた利益が金銭以外の物である場合			
a 受けた物が現存する場合	通常の時価 ( 円)		
b 加工等により価額が増加した場合	通常の時価 - 要した費用 ( 円) = ( 円)		
c 譲渡後地上権等の設定がされている場合	通常の時価 + 得た利益 - 要した費用 ( 円) + ( 円) = ( 円)		
d 受けた物が現存しない場合	残存の通常の時価 + 得た利益 - 要した費用 ( 円) + ( 円) = ( 円)		
B 受けた利益が金銭である場合			
a 金銭の特定がされていない場合	受けた金銭の額 ( 円)		
b 金銭が現存しない場合	受けた金銭の額 - 現存しない額 ( 円) - ( 円) = ( 円)		
c 特別の財産を取得した場合	受けた金銭の額 + 得た財産の通常の時価 - 費用 ( 円) + ( 円) = ( 円)		
C 受けた費用が債務の免除である場合	債権の通常の時価 ( 円)		
D 受けた利益が地上権の設定等である場合	通常の時価 ( 円)		
E 対価(内容)	( ) (▲ 円)		
F 費用(内容)	( ) (▲ 円)		
G 特別の消費(内容)	( ) (▲ 円)		
責任の限度	( 円)		

※この額が(1)の受けた利益の額を超える場合には、その額が責任の限度となる。

改正後

改正前

(第41条第2項関係)

(第41条第2項関係)

2 成立要件 (その他)

2 成立要件 (その他)

法定納期限の1年前の日後に財産の払戻し等をしたか。			
(1) 1年前の日後		調査年月日	年 月 日
調査結果	調査範囲及び方法		
有 (AがBより前)	A 法定納期限の1年前の日	年 月 日	
無 (AとBが同じか、 BがAより前)	B 払戻し等の日	年 月 日	
調査方法 <input type="checkbox"/> 財務関係諸帳簿 <input type="checkbox"/> 聴取り( ) <input type="checkbox"/> その他( )			
(2) 払戻し等		調査年月日	年 月 日
内容			
調査結果	調査範囲及び方法		
有 無	<input type="checkbox"/> 財務関係諸帳簿 <input type="checkbox"/> 聴取り( ) <input type="checkbox"/> その他( )		

法定納期限の1年前の日後に財産の払戻し等をしたか。			
(1) 1年前の日後		調査年月日	年 月 日
調査結果	調査範囲及び方法		
有 (AがBより前)	A 法定納期限の1年前の日	年 月 日	
無 (AとBが同じか、 BがAより前)	B 払戻し等の日	年 月 日	
調査方法 <input type="checkbox"/> 財務関係諸帳簿 <input type="checkbox"/> 聴取り( ) <input type="checkbox"/> その他( )			
(2) 払戻し等		調査年月日	年 月 日
内容			
調査結果	調査範囲及び方法		
有 無	<input type="checkbox"/> 財務関係諸帳簿 <input type="checkbox"/> 聴取り( ) <input type="checkbox"/> その他( )		

3 第二次納税義務を負う者

3 第二次納税義務を負う者

第二次納税義務を負う者＝払戻し等を受けた者		調査年月日	年 月 日
住所	氏名		
住所	氏名		
調査範囲及び方法			
<input type="checkbox"/> 財務関係諸帳簿 <input type="checkbox"/> 聴取り( ) <input type="checkbox"/> その他( )			

第二次納税義務を負う者＝払戻し等を受けた者		調査年月日	年 月 日
住所	氏名		
住所	氏名		
調査範囲及び方法			
<input type="checkbox"/> 財務関係諸帳簿 <input type="checkbox"/> 聴取り( ) <input type="checkbox"/> その他( )			

4 責任の限度

4 責任の限度

責任の限度＝払戻し等を受けた財産の価額		調査年月日	年 月 日
氏名	限度額	円	
氏名	限度額	円	
調査範囲及び方法			
A 払戻し等が金銭でされている場合・・・その金額 B 払戻し等が金銭以外の財産でされている場合・・・払戻し等を受けた時における基準価額 評価方法 <input type="checkbox"/> 売買実例法 <input type="checkbox"/> 取得価格法 <input type="checkbox"/> 収益還元法 <input type="checkbox"/> その他( )			

責任の限度＝払戻し等を受けた財産の価額		調査年月日	年 月 日
氏名	限度額	円	
氏名	限度額	円	
調査範囲及び方法			
A 払戻し等が金銭でされている場合・・・その金額 B 払戻し等が金銭以外の財産でされている場合・・・払戻し等を受けた時における通常の時価 評価方法 <input type="checkbox"/> 売買実例法 <input type="checkbox"/> 取得価格法 <input type="checkbox"/> 収益還元法 <input type="checkbox"/> その他( )			

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">311000-032 納付催告決議書 311000-033 納付催告書</p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 (省略)</p> <p><b>2 調理要領</b></p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 金額欄は、次により記載する。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 徴収法第 34 条、第 35 条、第 36 条第 3 号、<u>第 38 条</u>、第 39 条又は第 41 条第 2 項の規定による第二次納税義務の場合には、「〇〇円を限度として主たる納税者の滞納国税等の全額 (△△円と他に法律による延滞税の金額)」と記載する。</p> <p style="padding-left: 4em;">(注) (省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ハ 徴収法第 36 条第 1 号若しくは第 2 号、第 37 条又は第 41 条第 1 項の規定による第二次納税義務の場合には、「〇〇 (取得財産を含む。) を限度として主たる納税者の滞納国税等の全額 (△△円と他に法律による延滞税の金額)」と記載する。</p> <p style="padding-left: 4em;">(注) (省略)</p> <p>(5) 徴収法第 37 条に規定する第二次納税義務の場合には、「当該財産が換価されるまでに金銭で一時に納付する場合には、納付する時における当該財産の通常の時価に相当する金額によることとなります。」と下部余白に記載して差し支えない。</p> <p>(6)・(7) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">311000-032 納付催告決議書 311000-033 納付催告書</p> <p><b>【調理要領】</b></p> <p>1 (同左)</p> <p><b>2 調理要領</b></p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 金額欄は、次により記載する。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (同左)</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 徴収法第 34 条、<u>同法第 35 条</u>、<u>同法第 36 条第 3 号</u>、<u>同法第 39 条</u>又は<u>同法第 41 条第 2 項</u>の規定による第二次納税義務の場合には、「〇〇円を限度として主たる納税者の滞納国税等の全額 (△△円と他に法律による延滞税の金額)」と記載する。</p> <p style="padding-left: 4em;">(注) (同左)</p> <p style="padding-left: 2em;">ハ 徴収法第 36 条第 1 号、<u>同条第 2 号</u>、<u>同法第 37 条</u>、<u>同法第 38 条</u>又は<u>同法第 41 条第 1 項</u>の規定による第二次納税義務の場合には、「〇〇 (取得財産を含む。) を限度として主たる納税者の滞納国税等の全額 (△△円と他に法律による延滞税の金額)」と記載する。</p> <p style="padding-left: 4em;">(注) (同左)</p> <p>(5) 徴収法第 37 条又は<u>同法第 38 条</u>に規定する第二次納税義務の場合には、「当該財産が換価されるまでに金銭で一時に納付する場合には、納付する時における当該財産の通常の時価に相当する金額によることとなります。」と下部余白に記載して差し支えない。</p> <p>(6)・(7) (同左)</p>